

ひとり親家庭等医療費助成の所得限度額

受給者の前年の所得額が一部支給の所得限度額（下表）を超過している場合や、扶養義務者（同居の父母、兄弟姉妹、18歳以上のお子様など）の前年の所得額が所得限度額を超過している場合はひとり親家庭等医療費助成を受けることができません。

■ ひとり親家庭等医療費助成の所得限度額

（単位：円）

扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人	4人
受給者	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000
扶養義務者・配偶者 ・孤児等の養育者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000

※ 給与所得者の場合の所得

＝ 給与所得（源泉徴収票の給与所得控除後の金額－100,000）＋養育費の8割相当額－下記の控除額

※ 事業所得者の場合の所得

＝ 事業所得（確定申告書の所得金額）＋養育費の8割相当額－下記の控除額

控除の種類	控除額
社会保険料控除相当分	一律8万円
雑損、医療費、小規模企業共済等掛金、配偶者特別控除	控除相当額
障害者、勤労学生控除	27万円
特別障害者控除	40万円
肉用牛売却による事業所得	所得相当分
寡婦控除（受給者が母・父以外の場合のみ控除）	27万円
ひとり親控除（受給者が母・父以外の場合のみ控除）	35万円
特定扶養控除（受給者本人のみ控除）	15万円
同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。受給者本人のみ控除）	10万円
老人扶養控除	受給者 10万円
	扶養義務者* 6万円

* 扶養親族が2人以上の場合に適用され、扶養親族が老人扶養親族のみの場合は2人目から控除されます。